

学校感染症による出席停止について

学校は集団で生活する場所であり、感染症の発生は蔓延する危険性の高いことから、学校における感染症の予防と管理はきわめて重要となります。生徒における感染症の感染があった場合は、学校保健安全法第 19 条に基づいて出席停止の予防措置をとり、感染症の蔓延を防いでおります。

出席停止となる学校感染症		
	病 名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで

（文科省・平成 27 年 1 月 21 日省令改定）

《 治癒証明について 》

学校感染症と診断されましたら下記「治癒証明書」への記入を主治医にご依頼ください。登校可能となりましたら、登校の際、担任へご提出ください。なお、出席停止期間は欠席扱いとなりません。

----- き り と り -----

群馬県立前橋西高等学校 学校長様

治 癒 証 明 書

_____ 年 _____ 組 氏名 _____

病 名 _____

出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から

_____ 年 _____ 月 _____ 日まで

上記の学校感染症が治癒しましたので、登校可能と認めます。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

印